

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、宮内庁書陵部陵墓課長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和元年十月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量、水準測量及び航空レーザ測量）
- 二 測量の地域 奈良市法華寺町（宇和奈辺陵墓参考地）
- 三 測量の期間 令和元年十月一日から令和二年三月六日まで